

令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業 業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業 業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 委託業務名

令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）以内とする。

（委託料の支払）

第4条 乙は、第16条第3項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、第1項の規定にかかわらず、委託料の上限の90パーセントを限度とし、乙に概算払をすることができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはな

らない。ただし、甲の承認を受けた場合にあってはこの限りでない。

(再委託等の制限)

第7条 乙は、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが必要なときは、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先の名称、再委託先が取り扱う機器及び情報等、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

4 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(貸与品)

第10条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された機器及び帳票等（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、個人情報等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。

(1) 授受について記録すること。

(2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。

(3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。

(4) 鍵の掛かる場所に保管すること。

(5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講ずること。

- 5 乙は、委託業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして、貸与品を複製、複製又は改変してはならない。
- 6 乙は、委託業務の完了、委託業務の内容の変更等によって不用となった貸与品（複写物、複製物及び改変物を含む。）があるときは、速やかに甲に返還又は甲の指示に従って処置を行わなければならない。
- 7 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（施設等の供与）

- 第11条 乙は、秘密の保持又は委託業務遂行上の必要性から、甲の事業所内で作業を行う必要があるときは、甲に対して甲の作業場所、じゅう器、備品、通信施設等（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。
- 2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認めたときは、施設等を無償で乙に供与するものとする。この場合において、甲は、当該施設等の使用上の条件を付することができるものとする。
 - 3 乙は前項の規定により施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

（進ちょく状況の報告等）

- 第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進ちょく状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定により委託業務の進ちょく状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。
 - 3 乙は、甲からの指示により、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

（甲の監査権）

- 第13条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の作業体制、作業場所、情報の管理方法及びその他業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。
- 2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示があったときは、これに従わなければならない。

（業務内容の変更等）

- 第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。ただし、この規定にかかわらず、甲が業務の実施について改善する必要性を認めたときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第15条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(完了報告等及び検査等)

第16条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、実績報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)を、委託業務が終了した日から14日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

3 甲は、前項の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告)

第18条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(一般的損害)

第19条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲が負担するものとする。

3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定め

るものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息を請求することができる。

5 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。

6 第3項の違約金は、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定により委託業務の内容が変更されたため、委託料の額が3分の2以上減少するに至ったとき。
- (2) 第14条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは履行部分の報告書を提出し、その履行部分について甲の検査を受け、当該検査に合格した部分に相応する委託料を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第22条 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、き損し、又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第20条の規定による甲の解除権の行使によるときは甲が定め、前条の規定による乙の解除権の行使によるときは甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第23条 甲は、第20条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(所有権)

第24条 乙が委託業務の実施により取得した成果の所有権は、納入により乙から甲へ移転する。

(著作権)

第25条 乙は、委託業務の実施により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、同種の調査（設計）等に共通的に利用されるノウハウ等に係るもの（以下「共通ノウハウ等」という。）を除き、甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に留保される共通ノウハウ等について、委託業務の成果を利用するために必要な範囲でこれを使用することができるものとする。

3 甲は、その使用のため必要がある場合は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は同項第4号に該当しない場合においても、成果を改変し、また公表することができるものとする。

4 乙は、事前に甲の書面による同意を得なければ、成果を公表することができない。

(第三者の権利侵害)

第26条 乙は、甲に対して、成果が第三者の著作権その他の知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める知的財産権（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当

該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(相殺)

第27条 甲は、乙に支払を請求することができる債権がある場合は、乙に対し支払うべき委託料と相殺し、なお不足のあるときは、不足額を徴収するものとする。

(帳簿等)

第28条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(契約内容不適合)

第29条 甲は、第16条第2項の検査に合格した場合であっても、当該報告書がこの契約の内容に適合しないことが判明したときは、検査通知後1年以内において、契約内容の不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、甲から、前項の不適合の修補の請求があった場合は、速やかに所要の修補を行い、検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を伸長することはできない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第31条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 ○○○
○○○○
○○○○

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

1 個人情報の保護に関する法律等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律及び茨城県（以下「甲」という。）の定める情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

2 受託者の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

3 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。）は、複写し、又は複製しないこと。

6 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業
業務委託に係る概算払請求書

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金額 金 円

(請求額算定表)

項目	金額
契約額 A	円
概算払受領済額 B	円
今回請求額 C	円
残額 A - B - C	円

2 概算払請求額の受領方法 口座振替払

(振込口座の情報)

振込口座の 番号・名義 等	金融機関名・支店 名	
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度 県北ものづくり企業力強化事業
実績報告書

令和8年 月 日付で受託した上記業務委託について、下記のとおり実施したので委託契約書第16条第1項の規定により報告します。

記

- 1 契約額 円
- 2 実施金額 円
- 3 事業実績
 - (1) 収支決算書（別添1）
 - (2) 事業実施状況報告書（別添2）

(別添1)

収支決算書

業 務 内 容	項 目	金 額	摘 要
事業及び相談窓口の運営	〇 〇 費		
	〇 〇 費		
	小 計		
医療関連事業者との関係強化	〇 〇 費		
	小 計		
医療関連分野への参入に向けた 意識醸成・知識普及	〇 〇 費		
	小 計		
一 般 管 理 費			経費総額の15%以内
消 費 税			
合 計			

(別添2)

事業実施状況報告書

1. 医療関連分野への参入を支える環境づくり

1. 1. 相談・支援件数 (単位: 件)

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
医療関連事業者との橋渡し													
アイデアやビジネスプラン													
安全性試験													
知的財産													
その他※													
計													

※相談内容に応じて、任意に「項目」を増やして構わない

1. 2. 相談内容

No.	相談日	相談者・企業名	業種	対応内容	結果

※「相談者・企業名」及び「相談内容」の欄には、新規・継続の別についても記載すること

※「業種」の欄には、部品加工、製品設計、情報サービス等の分類について記載すること

2. 医療関連事業者との関係強化

2. 1. 医療関連事業者連携構築先

No.	事業者名	連携窓口担当者	連携内容

※「事業者名」の欄には、医療機器製造販売業、医療機器販売業、医療機関の別についても記載すること

3. 交流会、セミナー等の実績

- (1) イベント名
- (2) 実施日時
- (3) 実施場所
- (4) 具体的な内容
- (5) 参加者に関する情報
- (6) 成果
- (7) その他